

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

科学的介護情報システム（LIFE）の令和6年度報酬改定に対応したフィードバックの掲載開始について
計2枚（本紙を除く）

Vol.1 329

令和6年11月22日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3944、3945)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和6年11月22日

都道府県介護保険主管課（室）
各 市町村介護保険担当課 （室） 御中
介 護 保 険 関 係 団 体

厚生労働省老健局老人保健課

科学的介護情報システム（LIFE）の令和6年度報酬改定に対応した
フィードバックの掲載開始について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

「科学的介護情報システム（LIFE）」（以下「LIFE システム」という。）につきましては、「令和6年度報酬改定に対応した「科学的介護情報システム（LIFE）」の稼働開始のお知らせ」（令和6年7月26日付け事務連絡）においてお示ししたとおり、令和6年8月1日から、令和6年度報酬改定に対応した新 LIFE システムの稼働を開始しているところです。

今般、下記のとおり、令和6年11月26日から、令和6年度報酬改定に対応したフィードバック（以下「令和6年度版フィードバック」という。）の掲載を段階的に開始していくこととしましたので、各都道府県及び市町村におかれましては、御了知の上、貴管内の介護事業者等に対して周知をお願いいたします。また、介護保険関係団体におかれましては、会員事業所への周知について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 令和6年度版フィードバックの掲載開始時期

令和6年度版フィードバックについて、令和6年11月26日（火）から、段階的に掲載を開始いたします。それぞれの掲載開始時期は以下のとおりです。

【事業所フィードバック】

○ 令和6年11月26日（火）

以下の LIFE 関連加算について、令和6年度版事業所フィードバックの掲載を令和6年11月26日（火）から開始する予定です。

- ・ 科学的介護推進体制加算
- ・ ADL 維持等加算
- ・ 個別機能訓練加算（Ⅱ）・（Ⅲ）
- ・ 栄養マネジメント強化加算

- ・ 栄養アセスメント加算
- ・ 口腔衛生管理加算（Ⅱ）
- ・ 口腔機能向上加算（Ⅱ）及び（Ⅱ）イ・ロ
- ・ 褥瘡マネジメント加算
- ・ 褥瘡対策指導管理（Ⅱ）
- ・ 排せつ支援加算
- ・ 自立支援促進加算
- ・ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）
- ・ 薬剤管理指導の注 2

○ 令和 6 年 12 月下旬以降

以下の LIFE 関連加算について、令和 6 年度版事業所フィードバックの掲載を令和 6 年 12 月下旬以降開始する予定です。正式な掲載開始日については、改めて周知いたします。

- ・ リハビリテーションマネジメント加算（ロ）・（ハ）
- ・ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）・（Ⅱ）
- ・ 理学療法及び作業療法注 6 並びに言語聴覚療法注 4 に掲げる加算、理学療法及び作業療法注 7 並びに言語聴覚療法注 5 に掲げる加算
- ・ 介護予防通所・訪問リハビリテーションの 12 月減算免除に係る要件
- ・ 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）

【利用者フィードバック】

○ 令和 7 年 1 月以降

すべての LIFE 関連加算について、令和 6 年度版利用者フィードバックの掲載を令和 7 年 1 月以降開始する予定です。正式な掲載開始日については、改めて周知いたします。

2. その他

- 掲載を開始したフィードバックについては、前月末日までに評価され、当月 10 日までに提出された様式情報の集計を毎月 11 日から開始します。集計から最新のフィードバック情報への反映までには日数を要するため、反映を確認でき次第、LIFE システムのお知らせ欄にてお知らせします。
- 令和 6 年度版フィードバックに係る操作マニュアルや、令和 6 年度フィードバックの活用方法の説明等を追加した「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム（LIFE）利活用の手引き」について、令和 6 年 11 月 26 日（火）以降、以下のページにて公開しますので、ご活用ください。

- ・ 新 LIFE システム内の「操作マニュアル・よくあるご質問等」
<https://life-web.mhlw.go.jp/help>

以上